

お客さま各位

「約款・規定集」の一部改定について

当社は、法令諸規則の改正等にもない「約款・規定集」に掲載しております下記約款等を改定しましたのでご案内いたします。

記

1. 改定する約款等

頁	名 称	改定日
1	お客さまの個人情報等の利用目的	2025年3月1日
8	保護預り約款	2025年4月1日
12	振替決済口座管理約款	2025年4月1日
15	一般債振替決済口座管理約款	2025年4月1日
19	短期社債等振替決済口座管理約款	2025年4月1日
22	投資信託受益権振替決済口座管理約款	2025年4月1日
26	株式等振替決済口座管理約款	2025年4月1日
52	非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款	2025年4月1日
58	未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款	2025年4月1日

2. 新旧対照表 (下線部分が変更箇所です)

(1) 「お客さまの個人情報等の利用目的」

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>当社は、お客さまの個人情報等の利用目的として、次のとおり公表いたします。</p> <p>1. 事業内容 (現行どおり)</p> <p>2. 利用目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため</li> <li>当社および提携会社の金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため</li> <li>適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため</li> <li>お客さまご本人であること、またはご本人の代理人であることを確認するため</li> <li>お客さまに対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため</li> <li>お客さまとの取引に関する事務を行うため</li> <li>お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため</li> <li>市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため</li> <li>他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</li> <li><u>当社の提携先である外部専門家、公証人等から相続手続き等に関するサービスの提供を受けるため</u></li> <li>その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため</li> <li>前各項の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」お</li> </ul>	<p>当社は、お客さまの個人情報等の利用目的として、次のとおり公表いたします。</p> <p>1. 事業内容 (省 略)</p> <p>2. 利用目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため</li> <li>当社および提携会社の金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため</li> <li>適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため</li> <li>お客さまご本人であること、またはご本人の代理人であることを確認するため</li> <li>お客さまに対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため</li> <li>お客さまとの取引に関する事務を行うため</li> <li>お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため</li> <li>市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため</li> <li>他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</li> <li>(追 加)</li> <li>その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため</li> <li>前各項の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」お</li> </ul>

新（変更後）	旧（変更前）
よび「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。	よび「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。

(2) 「保護預り約款」

新（変更後）	旧（変更前）
<p><b>(お客さまへの連絡事項)</b></p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>1～4 (現行どおり)</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>4 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（<u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u>）については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面</p> <p>2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>	<p><b>(お客さまへの連絡事項)</b></p> <p>第9条 (省 略)</p> <p>1～4 (省 略)</p> <p>2～3 (省 略)</p> <p>4 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（<u>追加</u>）については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時（<u>追加</u>）交付書面</p> <p>2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>

(3) 「振替決済口座管理約款」

新（変更後）	旧（変更前）
<p><b>(お客さまへの連絡事項)</b></p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>1～2 (現行どおり)</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（<u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u>）については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面</p> <p>2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>	<p><b>(お客さまへの連絡事項)</b></p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>1～2 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（<u>追加</u>）については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時（<u>追加</u>）交付書面</p> <p>2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>

(4) 「一般債振替決済口座管理約款」

新（変更後）	旧（変更前）
<p><b>(お客さまへの連絡事項)</b></p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>1～2 (現行どおり)</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（<u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u>）については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面</p> <p>2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>	<p><b>(お客さまへの連絡事項)</b></p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>1～2 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（<u>追加</u>）については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時（<u>追加</u>）交付書面</p> <p>2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>

(5) 「短期社債等振替決済口座管理約款」

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p><b>(お客さまへの連絡事項)</b></p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面</p> <p>2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>	<p><b>(お客さまへの連絡事項)</b></p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(追加)については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時(追加)交付書面</p> <p>2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>

(6) 「投資信託受益権振替決済口座管理約款」

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p><b>(お客さまへの連絡事項)</b></p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>1～2 (現行どおり)</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面</p> <p>2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>	<p><b>(お客さまへの連絡事項)</b></p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>1～2 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(追加)については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時(追加)交付書面</p> <p>2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>

(7) 「株式等振替決済口座管理約款」

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p><b>(お客さまへの連絡事項)</b></p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>1～2 (現行どおり)</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面</p> <p>2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>	<p><b>(お客さまへの連絡事項)</b></p> <p>第27条 (省 略)</p> <p>1～2 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(追加)については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時(追加)交付書面</p> <p>2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>

(8) 「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p><b>(非課税口座開設届出書等の提出等)</b></p> <p>第2条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の一定の日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項(以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。))の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃</p>	<p><b>(非課税口座開設届出書等の提出等)</b></p> <p>第2条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の一定の日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出(追加)する</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p>止通知書」に該当しないもの、<u>廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載事項</u>、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは<u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものまたは電磁的方法による廃止通知書等記載事項</u>）を提出または提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の15の3第20項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは<u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出または提供する場合</u>については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出または提供してください。また、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」、<u>非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合または非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合</u>において、当該廃止通知書の交付または当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書または非課税口座廃止通知書記載事項を受受することができません。</p> <p>2 非課税口座を開設したことがある場合には、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは<u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合</u>、<u>廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座開設届出書」を提出する場合または「非課税口座開設届出書」の提出と併せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供をする場合</u>を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「<u>非課税口座開設届出書</u>」の提出をすることはできません。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 当社が「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「<u>非課税口座廃止通知書</u>」を交付または電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>6 当社は、当該変更届出書を受受したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「<u>勘定廃止通知書</u>」を交付または電磁的方法により勘</p>	<p>とともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の15の3第19項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出（追加）してください。また、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付（追加）の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書（追加）を受受することができません。</p> <p>2 非課税口座を開設したことがある場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」が添付されている場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「<u>非課税口座開設届出書</u>」の提出をすることはできません。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 当社が「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「<u>非課税口座廃止通知書</u>」を交付（追加）します。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>5 (省 略)</p> <p>6 当社は、当該変更届出書を受受したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「<u>勘定廃止通知書</u>」を交付（追加）します。</p>

新 (変更後)	旧 (変更前)
定廃止通知書記載事項を提供します。	
<p>(非課税口座の開設について)  第2条の2 (現行どおり)  2 2028年10月1日以後、当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出を受けた場合もしくは電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供がされた場合または廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p>	<p>(非課税口座の開設について)  第2条の2 (省 略)  2 2028年1月1日以後、当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p>
<p>(特定累積投資勘定の設定)  第3条の3 (現行どおり)  2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合または電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p>	<p>(特定累積投資勘定の設定)  第3条の3 (省 略)  2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p>
<p>(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)  第5条の4 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①(削除)に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等および同条第2項に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。  ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、)により取得をした上場株式等または租税特別措置法施行令第25条の13第30項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)  イ～ロ (現行どおり)  ② 租税特別措置法施行令第25条の13第32項に</p>	<p>(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)  第5条の4 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等および(追加)第2項に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。  ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、)により取得をした上場株式等(追加)で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)  イ～ロ (省 略)  ② 租税特別措置法施行令第25条の13第31項に</p>

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 特定非課税管理勘定には、<u>前項①に掲げる上場株式等で次の各号に定めるもの</u>を受け入れることができません。</p> <p>①～③ (現行どおり)</p>	<p>において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 特定非課税管理勘定には、<u>(追加) 次の各号に定める上場株式等</u>を受け入れることができません。</p> <p>①～③ (省 略)</p>
<p><b>(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</b></p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>	<p><b>(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</b></p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>2～3 (省 略)</p> <p>4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>

(9) 「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p><b>(未成年者口座廃止届出書の提出)</b></p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p><u>(削 除)</u></p>	<p><b>(未成年者口座開設届出書等の提出)</b></p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>2 お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。))による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p>
<p><b>(非課税管理勘定および継続管理勘定における処理)</b></p> <p>第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第16条から第18条、第20条および第26条第1項を除き、以下同じ。)) (以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。) または継続管理勘定におい</p>	<p><b>(非課税管理勘定および継続管理勘定における処理)</b></p> <p>第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定(追加)または継続管理勘定において処理いたします。</p>

新 (変更後)	旧 (変更前)
て処理いたします。	
<p><b>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</b></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日 (以下「5年経過日」といいます。) の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等 <u>(削除)</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等 <u>(削除)</u></p> <p>③ (現行どおり)</p>	<p><b>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</b></p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日 (以下「5年経過日」といいます。) の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等 (この場合、5年経過日の属する年の一定の日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③ (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等 (この場合、5年経過日の属する年の一定の日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③ (省 略)</p>
<p><b>(非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)</b></p> <p>第8条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、お客さまがその年の3月31日において18歳である年 (以下、「基準年」といいます。) の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① <u>災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの (以下、「災害等による返還等」といいます。)</u> および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由 (以下、「上場等廃止事由」といいます。) による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡 (租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第18条第2号において同じ。) で次に掲げる譲渡以外のもの (当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限ります。) または贈与をしないこと</p> <p>イ～ホ (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>	<p><b>(非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)</b></p> <p>第8条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由 (以下、「上場等廃止事由」といいます。) による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡 (租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第17条第2号において同じ。) で次に掲げる譲渡以外のもの (当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限ります。) または贈与をしないこと</p> <p>イ～ホ (省 略)</p> <p>③ (省 略)</p>
<p><b>(出国時の取扱い)</b></p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、お客さまが帰国 (租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同</p>	<p><b>(出国時の取扱い)</b></p> <p>第13条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、お客さまが帰国 (租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同</p>

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>じ。)をした後、当社に同令第25条の13の8第12項第6号に規定する「未成年者帰国届出書」の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>	<p>じ。)をした後、当社に(追加)「未成年者帰国届出書」の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>
<p><b>(課税未成年者口座の設定)</b>  <b>第14条</b> 課税未成年者口座(お客さまが当社または当社と租税特別措置法施行令第25条の13の8第13項各号に定める関係にある法人の営業所に開設している特定口座もしくは預金口座、貯金口座もしくはお客さまから預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、この約款に基づき取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>(課税管理勘定における処理)</b>  <b>第15条</b> 課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第16条から第18条および第20条において同じ。)の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。</p>	<p><b>(課税管理勘定における処理)</b>  <b>第14条</b> 課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第15条から第17条および第19条において同じ。)の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。</p>
<p><b>(譲渡の方法)</b>  <b>第16条</b> (現行どおり)  <b>(課税管理勘定での管理)</b>  <b>第17条</b> (現行どおり)  <b>(課税管理勘定の金銭等の管理)</b>  <b>第18条</b> (現行どおり)</p>	<p><b>(譲渡の方法)</b>  <b>第15条</b> (省 略)  <b>(課税管理勘定での管理)</b>  <b>第16条</b> (省 略)  <b>(課税管理勘定の金銭等の管理)</b>  <b>第17条</b> (省 略)</p>
<p><b>(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)</b>  <b>第19条</b> 第17条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等(削除)による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p>	<p><b>(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)</b>  <b>第18条</b> 第16条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p>
<p><b>(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)</b>  <b>第20条</b> (現行どおり)</p>	<p><b>(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)</b>  <b>第19条</b> (省 略)</p>
<p><b>(出国時の取扱い)</b>  <b>第21条</b> お客さまが「出国移管依頼書」を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章(第16条および第20条を除く)の適用があるものとして取扱います。</p>	<p><b>(出国時の取扱い)</b>  <b>第20条</b> お客さまが「出国移管依頼書」を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章(第15条および第19条を除く)の適用があるものとして取扱います。</p>
<p><b>(課税未成年者口座への入出金処理)</b>  <b>第22条</b> (現行どおり)</p>	<p><b>(課税未成年者口座への入出金処理)</b>  <b>第21条</b> (省 略)</p>
<p><b>(代理人による取引の届出)</b>  <b>第23条</b> (現行どおり)  2～3 (現行どおり)  4 お客さまの法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客さまの親権者(削除)に限ることとします。  5 (現行どおり)</p>	<p><b>(代理人による取引の届出)</b>  <b>第22条</b> (省 略)  2～3 (省 略)  4 お客さまの法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客さまの親権者および法定代理人に限ることとします。  5 (省 略)</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p><b>(法定代理人の変更)</b> 第24条 (現行どおり) <b>(取引残高の通知)</b> 第25条 (現行どおり)</p>	<p><b>(法定代理人の変更)</b> 第23条 (省 略) <b>(取引残高の通知)</b> 第24条 (省 略)</p>
<p><b>(課税未成年者口座取引である旨の明示)</b> 第26条 お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(第15条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を(削除)課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して(削除)課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p><b>(未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示)</b> 第25条 お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条および第25条第1項を除く。))に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p> <p>2 (省 略)</p>
<p><b>(基準年以降の手続き等)</b> 第27条 (現行どおり)</p>	<p><b>(基準年以降の手続き等)</b> 第26条 (省 略)</p>
<p><b>(非課税口座のみなし開設)</b> 第28条 (現行どおり) 2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。</p>	<p><b>(非課税口座のみなし開設)</b> 第27条 (省 略) 2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して「非課税口座開設届出書」(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p>
<p><b>(本契約の解除)</b> 第29条 (現行どおり) ①～③ (現行どおり) ④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客さまが出国の日の前日までに第13条第1項の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤ お客さまが出国の日の前日までに第13条第1項の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日までに同条第3項の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日の翌日 ⑥ (現行どおり)</p>	<p><b>(本契約の解除)</b> 第28条 (省 略) ①～③ (省 略) ④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客さまが出国の日の前日までに第13条の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤ お客さまが出国の日の前日までに第13条の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日までに(追加)「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日の翌日 ⑥ (省 略)</p>
<p><b>(合意管轄)</b> 第30条 (現行どおり) <b>(約款の変更)</b> 第31条 (現行どおり)</p>	<p><b>(合意管轄)</b> 第29条 (省 略) <b>(約款の変更)</b> 第30条 (省 略)</p>

以上